

コロナ禍で子育ての社会化を考える

—横浜市保育所利用世帯の実態分析から¹⁾—

相 馬 直 子
伊 藤 保 子
河 野 暁 子
若 林 智 子
友 澤 ゆ み 子

1. 本研究の目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターが千葉市内の保育施設で発生し、千葉大学医学部附属病院において、2021年9月21～22日の間に医療スタッフ約80人が自宅で子どもの面倒を見なければならず、病院に出勤できない事態となった。病院長によれば、「医療現場の新たな危機」であり、この事態が続けば診療業務の縮小につながるという²⁾。保育所が機能しなければ、地域の医療体制も機能しなくなるということが可視化されたわけである。しかし、医療体制やコロナ対策以前に、保育所は私たちの生活、労働、地域福祉、子どもや親の育ちなどを保障する、いわば「社会のセーフティネット」であることを、このコロナ禍で考えさせられる。

では、コロナ禍において保育利用世帯は家庭・仕事・行政に対して何を考え、どう行動したのだろうか。子どものケア責任をめぐる、コロナは何を可視化させ、拡大させたのか。逆に、何を見えなくさせているのか。保育利用世帯の経験を私たちはどう共有して、社会に開くことができるのだろうか。本研究は、2020年8月に実施した、横浜市A区、B区の保育所利用世帯へのアンケート調査をもとに、これらの点

を考察することを目的とする。

先行研究でも、コロナ禍で育児が家庭だけになっていることや、仕事への影響のジェンダー差などが指摘されている。例えば、落合恵美子・鈴木七海が2020年4月8～15日に340人（女性206人、男性132人、Xジェンダー1人、性別無回答1人）に対し、在宅勤務緊急調査実施（ネット調査）を行い、コロナ禍での性別役割分業の先鋭化を指摘している³⁾。また、労働政策研究・研修機構の調査（20～64歳の会社員4,307人を対象に実施。5月と7月時点の回答分析）によれば、新型コロナで休業した人のうち、全体では半分程度が2か月で仕事に戻ったものの、子育て中の女性だけはほとんど戻れていなかった⁴⁾。ベネッセ教育総合研究所が2020年5月22～24日に就学前の幼児を持つ母親1,030名に対して行った新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境調査（ネット調査）でも子育て世帯の不安感が指摘されている⁵⁾。東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センターが2020年4月30日～5月12日に園と保護者に向けた2種類の調査を実施⁶⁾。同センターの先行研究のまとめがあり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連して、園・学校、家庭に関わる情報を提供し

ている⁷⁾。しかし、保育所の利用者の行動や意識、就業状況への影響などを詳細に調査したものは管見した限り見当たらない。ただし、日本社会は東日本大震災や阪神淡路大震災など、大きな災害を経験してきた。災害とジェンダー研究では、社会が災害や危機に遭遇したとき、男性か女性かの違いによって、受ける被害が異なり、回復にも影響すること、脆弱性とレジリエンスの格差は日常の暮らしの中で形成されることが指摘されてきた⁸⁾。今回のパンデミック下においても、災害とジェンダー研究の知見があてはまる点もあるように思われる。いったいコロナ禍での保育所利用世帯やケア実践の場である保育所の困りごとやニーズは何であるか。ケアにかかわる人たちの声や要請にしっかりと応えられるしくみを考えて変革していくことは、ケアが豊かな民主主義 (Caring Democracy)⁹⁾ を、地域のケア実践の場から考えることでもある。

パンデミック下で、学校休業からはじまる中央主導の政策、自治体、そして現場も、利用者も準備のないままに自粛に突入した。調査を実施した二法人は、自分たちの子育て期の閉そく感や困難を解決できる保育園を作ろうと地域住民が設立し、非営利セクターとして利用者のニーズに応じて保育事業から子育て支援事業へと活動の幅を広げてきた法人である。今回の事態をふまえ、今後、いかに地域の市民セクターや実践者が参画し、地域の子育ての社会化を再構築していくことができるのか。保育の市場化が進行しているいま、地域のボトムアップから子育ての社会化を考えていくにあたり、まずは実態分析が欠かせない。そこで本研究は、コロナウィルス感染拡大という緊急時の状況の中、ケア責任の配分をめぐる、非営利セクター・家庭・行政・企業の関係性の中で、どこがどう家庭に押し戻されているか、どこにどのようにしわ寄せがきているのかを考えていくにあたっての基礎分析と位置付けられる。

2. 調査方法と概要

本調査の対象は、横浜市A区・B区の認可保育所、小規模保育施設を利用している保護者である (「コロナ禍の保育利用世帯調査2020」と略)。父親・母親の両方を調査対象とし、調査票をマッチングができるようにした。調査期間は2020年8月7～21日で、アンケート用紙を保育園で配布・回収した。有効回答数は357である。

A区は横浜市の北西部に位置し、B区とは対照的な地域特性を有する。例えばそれは、生活保護率、ひとり親世帯の割合、児童扶養手当受給の差に表れている。B区的生活保護率はA区の約4倍 (2020年8月)¹⁰⁾ であり、5年間の生活保護率のデータを見てもこの傾向は変わらない。全世帯に占めるひとり親世帯の割合も、B区はA区の2倍であり、対照的である。児童扶養手当受給者数 (2021年9月時点) を0～18歳未満人口で除した数値で見ると、B区はA区の約2.6倍である。

次に、回答者の属性 (性別・世帯・地域・保育形態)、回答者と子どもの年齢を見ていく。性別は女性の方がやや多く53.5%、世帯は夫婦世帯が92.7%でひとり親世帯が7.3%である (表1①)。調査地域のB区においてひとり親世帯の割合が高い (表1②)。利用する保育形態としては、認可保育所が約4割、小規模保育所が約4割、残りが自治体独自の保育形態である (表1③)。子どもとの関係を見ると、1名を除いて父親か母親いずれかである (表2)。回答者の年齢としては、30歳代～40歳代前半が中心を占めているが、ひとり親世帯の親の年齢は相対的に若い (表3)。子どもの年齢は1歳～3歳児が約2割ずつで中心となっている (表4)。

回答者の就労形態としては、ジェンダー差と世帯差が見られる (表5)。男性は86.5%が正社員であるのに対し、女性は45.8%と正社員が半数以下であり、パート・アルバイト (32.1%)、派遣社員・契約社員・嘱託 (8.4%) と非正規職

表1 回答者の属性（性別・世帯・地域・保育形態）

①性別・世帯

		度数	割合
全体		357	100.0
性別	女性	191	53.5
	男性	166	46.5
世帯	夫婦	331	92.7
	ひとり親	26	7.3
性別 × 世帯	夫婦：女性	169	47.3
	ひとり親：女性	22	6.2
	夫婦：男性	162	45.4
	ひとり親：男性	4	1.1

②地域

		上段：度数	下段：%	
		合計	A区	B区
全体		356	100	256
		100.0	28.1	71.9
性別	女性	190	53	137
		100.0	27.9	72.1
	男性	166	47	119
		100.0	28.3	71.7
世帯	夫婦	330	96	234
		100.0	29.1	70.9
	ひとり親	26	4	22
		100.0	15.4	84.6
性別 × 世帯	夫婦：女性	168	49	119
		100.0	29.2	70.8
	ひとり親：女性	22	4	18
		100.0	18.2	81.8
	夫婦：男性	162	47	115
		100.0	29.0	71.0
	ひとり親：男性	4	-	4
		100.0	-	100.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	25	62
		100.0	28.7	71.3
	女性・非正規	76	20	56
	100.0	26.3	73.7	
	女性・上記以外	26	8	18
	100.0	30.8	69.2	

③保育形態

		上段：度数	下段：%			
		合計	認可保育所	小規模保育所	その他	
全体		356	149	139	68	
		100.0	41.9	39.0	19.1	
性別	女性	190	80	73	37	
		100.0	42.1	38.4	19.5	
	男性	166	69	66	31	
		100.0	41.6	39.8	18.7	
世帯	夫婦	330	136	130	64	
		100.0	41.2	39.4	19.4	
	ひとり親	26	13	9	4	
		100.0	50.0	34.6	15.4	
性別 × 世帯	夫婦：女性	168	70	65	33	
		100.0	41.7	38.7	19.6	
	ひとり親：女性	22	10	8	4	
		100.0	45.5	36.4	18.2	
	夫婦：男性	162	66	65	31	
		100.0	40.7	40.1	19.1	
	ひとり親：男性	4	3	1	-	
		100.0	75.0	25.0	-	
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	42	28	17	
		100.0	48.3	32.2	19.5	
	女性・非正規	76	26	38	12	
	100.0	34.2	50.0	15.8		
	女性・上記以外	26	11	7	8	
	100.0	42.3	26.9	30.8		

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査2020より筆者作成

も40%を超える。特にひとり親世帯の場合は正社員の割合が15.4%と格段に低く、パート・アルバイト(38.5%)、派遣社員・契約社員・嘱託(15.4%)、無職(15.4%)と非正規職や無職(求職中含む)の割合が夫婦世帯よりも顕著に高い。

回答者の職業(表6)を見ると、女性全体とひとり親世帯(男女とも)では、エッセンシャルワーカーである医療・福祉職の割合が最も高い。次いで、女性の場合は事務職、営業・販売職、サービス業と続き、男性では営業・販売職、

その他(保安職など)、サービス業、建設業、製造業と続く。職業の地域差として、A区では営業・販売職、事務職の全体に占める割合がB区よりも高い一方で、B区では製造業、建設業、輸送・運転職の全体に占める割合がA区よりも高い。これは東京通勤圏に近いA区と、そうではないB区の地域特性が反映している。

参考までに横浜市全体の保育資源と利用状況を確認しておきたい(表7)。横浜市内の保育所の状況を見ると、保育所の数、定員数は共に

表2 回答者の属性 (子との関係)

		上段:度数 下段:%			
		合計	父	母	その他
全体		355 100.0	163 45.9	191 53.8	1 0.3
性別	女性	191 100.0	- -	191 100.0	- -
	男性	164 100.0	163 99.4	- -	1 0.6
世帯	夫婦	329 100.0	160 48.6	169 51.4	- -
	ひとり親	26 100.0	3 11.5	22 84.6	1 3.8
性別 × 世帯	夫婦:女性	169 100.0	- -	169 100.0	- -
	ひとり親:女性	22 100.0	- -	22 100.0	- -
	夫婦:男性	160 100.0	160 100.0	- -	- -
	ひとり親:男性	4 100.0	3 75.0	- -	1 25.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	87 100.0	- -	87 100.0	- -
	女性・非正規	77 100.0	- -	77 100.0	- -
	女性・上記以外	26 100.0	- -	26 100.0	- -

出典: コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表3 回答者の属性 (年齢)

		上段:度数 下段:%								
		合計	19歳以下	20歳~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳以上
全体		344 100.0	1 0.3	11 3.2	32 9.3	103 29.9	105 30.5	65 18.9	16 4.7	11 3.2
性別	女性	186 100.0	1 0.5	8 4.3	17 9.1	66 35.5	56 30.1	32 17.2	6 3.2	- -
	男性	158 100.0	- -	3 1.9	15 9.5	37 23.4	49 31.0	33 20.9	10 6.3	11 7.0
世帯	夫婦	319 100.0	- -	5 1.6	31 9.7	99 31.0	97 30.4	61 19.1	16 5.0	10 3.1
	ひとり親	25 100.0	1 4.0	6 24.0	1 4.0	4 16.0	8 32.0	4 16.0	- -	1 4.0
性別 × 世帯	夫婦:女性	165 100.0	- -	3 1.8	16 9.7	62 37.6	49 29.7	29 17.6	6 3.6	- -
	ひとり親:女性	21 100.0	1 4.8	5 23.8	1 4.8	4 19.0	7 33.3	3 14.3	- -	- -
	夫婦:男性	154 100.0	- -	2 1.3	15 9.7	37 24.0	48 31.2	32 20.8	10 6.5	10 6.5
	ひとり親:男性	4 100.0	- -	1 25.0	- -	- -	1 25.0	1 25.0	- -	1 25.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	85 100.0	- -	1 1.2	7 8.2	30 35.3	29 34.1	13 15.3	5 5.9	- -
	女性・非正規	75 100.0	- -	3 4.0	9 12.0	30 40.0	21 28.0	11 14.7	1 1.3	- -
	女性・上記以外	26 100.0	1 3.8	4 15.4	1 3.8	6 23.1	6 23.1	8 30.8	- -	- -

出典: コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表4 子どもの年齢

		上段：度数									
		下段：%		合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
全体		355	22	100.0	6.2	27.3	29.3	22.0	14.9	11.3	15.8
性別	女性	191	13	100.0	6.8	26.2	29.3	21.5	14.7	12.6	15.2
	男性	164	9	100.0	5.5	28.7	29.3	22.6	15.2	9.8	16.5
世帯	夫婦	329	20	100.0	6.1	28.0	30.4	22.5	14.6	10.3	15.5
	ひとり親	26	2	100.0	7.7	19.2	15.4	15.4	19.2	23.1	19.2
性別 × 世帯	夫婦：女性	169	11	100.0	6.5	27.2	31.4	21.9	14.2	10.7	15.4
	ひとり親：女性	22	2	100.0	9.1	18.2	13.6	18.2	18.2	27.3	13.6
	夫婦：男性	160	9	100.0	5.6	28.7	29.4	23.1	15.0	10.0	15.6
	ひとり親：男性	4	-	100.0	-	25.0	25.0	-	25.0	-	50.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	7	100.0	8.0	25.3	31.0	24.1	13.8	10.3	16.1
	女性・非正規	77	4	100.0	5.2	31.2	31.2	19.5	11.7	14.3	14.3
	女性・上記以外	26	2	100.0	7.7	15.4	19.2	15.4	26.9	15.4	15.4

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表5 就労形態

		上段：度数									
		下段：%		合計	正社員	パート・ アルバイト	派遣社員・ 契約社員・ 嘱託	自営業	無職	休職中	その他
全体		353	228	100.0	64.6	18.1	5.7	5.4	4.0	1.4	0.8
性別	女性	190	87	100.0	45.8	32.1	8.4	3.7	6.8	2.1	1.1
	男性	163	141	100.0	86.5	1.8	2.5	7.4	0.6	0.6	0.6
世帯	夫婦	327	224	100.0	68.5	16.5	4.9	5.2	3.1	0.9	0.9
	ひとり親	26	4	100.0	15.4	38.5	15.4	7.7	15.4	7.7	-
性別 × 世帯	夫婦：女性	168	84	100.0	50.0	31.5	7.7	3.0	5.4	1.2	1.2
	ひとり親：女性	22	3	100.0	13.6	36.4	13.6	9.1	18.2	9.1	-
	夫婦：男性	159	140	100.0	88.1	0.6	1.9	7.5	0.6	0.6	0.6
	ひとり親：男性	4	1	100.0	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	87	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	女性・非正規	77	-	100.0	-	61	16	-	-	-	-
	女性・上記以外	26	-	100.0	-	-	-	7	13	4	2

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表6 職業

上段：度数 下段：%		合計	製造業	建設業	輸送・運輸	営業・販売	サービス業	医療・福祉	管理的職業	事務職	農林漁業	その他 (保安職など)
全体		333 100.0	33 9.9	27 8.1	14 4.2	58 17.4	52 15.6	47 14.1	7 2.1	51 15.3	-	44 13.2
性別	女性	172 100.0	13 7.6	4 2.3	3 1.7	31 18.0	29 16.9	38 22.1	1 0.6	34 19.8	-	19 11.0
	男性	161 100.0	20 12.4	23 14.3	11 6.8	27 16.8	23 14.3	9 5.6	6 3.7	17 10.6	-	25 15.5
世帯	夫婦	313 100.0	33 10.5	26 8.3	14 4.5	54 17.3	47 15.0	42 13.4	7 2.2	49 15.7	-	41 13.1
	ひとり親	20 100.0	-	1 5.0	-	4 20.0	5 25.0	5 25.0	-	2 10.0	-	3 15.0
性別 × 世帯	夫婦：女性	156 100.0	13 8.3	4 2.6	3 1.9	27 17.3	25 16.0	35 22.4	1 0.6	32 20.5	-	16 10.3
	ひとり親：女性	16 100.0	-	-	-	4 25.0	4 25.0	3 18.8	-	2 12.5	-	3 18.8
	夫婦：男性	157 100.0	20 12.7	22 14.0	11 7.0	27 17.2	22 14.0	7 4.5	6 3.8	17 10.8	-	25 15.9
	ひとり親：男性	4 100.0	-	1 25.0	-	-	1 25.0	2 50.0	-	-	-	-
	性別不明	87 100.0	11 12.6	2 2.3	2 2.3	12 13.8	9 10.3	22 25.3	1 1.1	22 25.3	-	6 6.9
雇用形態	女性・正規	76 100.0	2 2.6	2 2.6	1 1.3	18 23.7	17 22.4	13 17.1	-	12 15.8	-	11 14.5
	女性・非正規	9 100.0	-	-	-	1 11.1	3 33.3	3 33.3	-	-	-	2 22.2
	女性・上記以外	87 100.0	11 12.6	2 2.3	2 2.3	12 13.8	9 10.3	22 25.3	1 1.1	22 25.3	-	6 6.9

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査2020より筆者作成

表7 横浜市の保育資源と利用状況 (2020年4月時点)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
保育所等施設数	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063	1,106
保育所等定員数	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689	70,015
就学前児童数(A)	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243	171,503
利用申請者数(B)	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708	71,933
申請率	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%	41.9%
利用児童数	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477	68,512
入所保留児童数	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231	3,421
待機児童数	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46	27

出典：横浜市データより筆者作成

増加の一途をたどっている。神奈川県川崎市とともに横浜市は保育所の民営化、株式会社が運営主体の保育所の割合が顕著に高く¹¹⁾、この保育改革が保育所数を短期間で増加させることを可能にした。年々就学前児童数が減少して少子化が進む一方で、保育所利用ニーズは依然として高まり続けている。待機児童ゼロで横浜市は2013年度一躍有名となったが、一方で入所保留児童数（認可保育所に入所申請したが認可保

育所を利用できていない児童数）がいわゆる「隠れ待機児童数」とも呼ばれて問題視されてきた実態もある¹²⁾。また、保育需要と供給のミスマッチもここ数年指摘されており、このコロナ禍で保育所の定員割れ¹³⁾にどのような影響があるのかも注視が必要な現状である。なお、本調査の対象であるA区、B区の保育所利用率は、横浜市全体の保育所利用率の平均よりわずかであるが低い。

表 8 利用自粛要請期間の保育園利用状況

上段:度数
下段:%

		合計	保育園を通常通り利用した	自粛要請にしたいが休ませた
全体		350	57	293
		100.0	16.3	83.7
性別	女性	189	31	158
		100.0	16.4	83.6
性別	男性	161	26	135
		100.0	16.1	83.9
世帯	夫婦	324	48	276
		100.0	14.8	85.2
世帯	ひとり親	26	9	17
		100.0	34.6	65.4
性別 × 世帯	夫婦:女性	167	24	143
		100.0	14.4	85.6
性別 × 世帯	ひとり親:女性	22	7	15
		100.0	31.8	68.2
性別 × 世帯	夫婦:男性	157	24	133
		100.0	15.3	84.7
性別 × 世帯	ひとり親:男性	4	2	2
		100.0	50.0	50.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	16	71
		100.0	18.4	81.6
	女性・非正規	76	8	68
	100.0	10.5	89.5	
	女性・上記以外	25	6	19
	100.0	24.0	76.0	

出典: コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表 9 利用自粛要請期間に保育園を休ませた際の実情

上段:度数
下段:%

		合計	積極的に休ませた	保育園を利用したかったがしかたなく休ませた	必要な時だけ利用した
全体		293	138	60	95
		100.0	47.1	20.5	32.4
性別	女性	158	73	32	53
		100.0	46.2	20.3	33.5
性別	男性	135	65	28	42
		100.0	48.1	20.7	31.1
世帯	夫婦	276	132	56	88
		100.0	47.8	20.3	31.9
世帯	ひとり親	17	6	4	7
		100.0	35.3	23.5	41.2
性別 × 世帯	夫婦:女性	143	67	29	47
		100.0	46.9	20.3	32.9
性別 × 世帯	ひとり親:女性	15	6	3	6
		100.0	40.0	20.0	40.0
性別 × 世帯	夫婦:男性	133	65	27	41
		100.0	48.9	20.3	30.8
性別 × 世帯	ひとり親:男性	2	-	1	1
		100.0	-	50.0	50.0
性別 × 雇用形態	女性・正規	71	32	16	23
		100.0	45.1	22.5	32.4
	女性・非正規	68	29	12	27
	100.0	42.6	17.6	39.7	
	女性・上記以外	19	12	4	3
	100.0	63.2	21.1	15.8	

出典: コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

3. 緊急事態宣言期間における保育利用の自粛

では、緊急事態宣言期間に、どのような対応があったのか。いうまでもなく保育所は、社会生活を維持する上で必要な施設である。行政により保育の必要があると認定された家庭が利用している。しかし、厚生労働省の通達、それを受けた横浜市の通知を通じて、保育所に求められた対応は、(在宅勤務など) 個別の状況の確認を行うことと、保護者向け自粛協力依頼の発出要請であった。また、横浜市が保護者向けに出した通知文は、「市内の保育所等は原則開園とし、保育が必要な方については、引き続き保育所等を利用していただけます」「ご家庭等での保育が可能な場合には、令和2年4月9日から5月6日までの期間の登園や延長保育の利用を控えてください」という内容であった。そしてその基準として職業の種類¹⁴⁾が提示された。

この職業要件の提示による自粛要請は、現場では職種による選別に対しての葛藤と戸惑いを生み、また利用者の利用を控える動きに結び付いた。

このような状況で、自粛要請にしたがい休ませた親は、83.7%であった(表8)。ただし、ひとり親世帯は保育園を通常通り利用した割合が、夫婦世帯の2倍高く、夫婦世帯とひとり親世帯では自粛要請時の行動に大きな違いがあったことをまず確認しておきたい。

では、自粛要請にしたがって保育園を休ませた世帯は、より具体的にどのような実情や意図があったのだろうか。

全体平均で割合が高い順に、積極的に休ませた(47.1%)、必要な時だけ利用した(32.4%)、保育園を利用したかったが仕方なく休ませた(20.5%)という実態がある。一方で、ここでもひとり親世帯の場合、必要な時だけ利用した

割合が夫婦世帯よりも10%程度高くなっている。また、雇用形態別で見ると、女性の正規職は「利用したかったけれど休ませた」(22.5%)が非正規職よりも高いのに対し、非正規職は「必要な時だけ利用した」(39.7%)が正規職より高く、この背景には正規職・非正規職での在宅ワークの対応差や業種なども反映していると推測される(表9)。

自由記述では、保育園を利用した家庭の戸惑いとして、「自粛期間中もエッセンシャルワーカーとして出勤することがある中、子どもや周囲の人たちに知らないうちに感染させていないか不安だった」「少しの発熱や風邪症状でも休ませなくてはいけない状況があり、ひとり親なので経済的に厳しい」という声が寄せられた。また、在宅ワーク状況として、以下のような過酷な生活状況をのべる記述が多く見受けられた。

「育児をしながら仕事をするが大変だった。仕事+家事+育児で常に追われている状況だった。解決策として早朝深夜に仕事をするようになった。休む時間がなく精神的にきつかった」

「自粛期間中の仕事は半分以下しか男女関係なくできなくなるのが当然ということをもっと積極的に周知して欲しい」

こういった一人ひとりの子育て家庭の声を、日本社会はこのコロナ禍でこそ、社会的に認識して社会設計のあり方を考えていく必要があることを自由記述から把握することができる。

4. 保育所利用自粛中の仕事・育児・家事

では、自粛期間中の保育所利用世帯は、仕事・育児・家事をどのようにやりくりしたのか。そもそも仕事自体にどのような影響があったのだろうか。

仕事への影響

まず「仕事がない状態だった」のは、ひとり親世帯(23.8%)で顕著に高く、休暇取得や在宅ワーク以前に、雇用状況自体に大きな影響が及んでいることがわかる(表10)。

「出社して就労」の割合は、男性(49.7%)、女性(27.2%)と男性の方が高い。同様に、「必要時に出社」の割合も、男性(25.5%)、女性(17.9%)と男性の方が高い。この差は家庭内の役割分業のみならず、職種や業種自体のジェンダー差に起因するものでもあろう。一方、「特別休暇や有給休暇を使用した」割合は、女性(22.5%)、男性(8.1%)と女性の方が3倍高く、女性の方が休暇を取得して仕事を調整している。自由記述欄でも女性に目立った内容は、「夫の在宅勤務中に子どもが邪魔しないように気を遣った」「子どもと過ごすことが大変だった」「家事に追われて大変だった」というものであり、家庭内にケアが差し戻された実態が浮き彫りになっている(表10)。

育児・家事分担への影響

では、夫婦世帯の場合、在宅時間が増えた自粛期間において、育児や家事分担のジェンダー不均衡は改善傾向にあるのか、それともあまり改善は見られなかったのか。自粛前と自粛期間中の変化を見よう(表11, 12)。

夫婦での育児分担を、平等型(妻=夫)、妻メイン型(妻>夫)、夫メイン型(夫>妻)の3類型に分けると、女性と男性の認識の違いや雇用形態ごとの実情が浮かび上がる。まず、女性は平等型(妻=夫)へと変化したと感じている層が1割増えている。ただし、正規や非正規職で平等型(妻=夫)の傾向が見られる一方で、自営業などその他の雇用形態では平等型(妻=夫)が減り、妻メイン型(妻>夫)や夫メイン型(夫>妻)が増えている。

男性は平等型(妻=夫)の割合に大きな変化はない一方で、夫メイン型(夫>妻)が1割増えている。女性側は平等型(妻=夫)が1割増

表 10 自粛期間中の仕事の状況

		上段:度数	下段:%								
		合計	出社して就労	必要時に出社した	自宅で仕事した	カフェ等で仕事した	特別休暇や有給休暇を使用した	仕事を減らした	仕事がない状態だった	コロナの影響で解雇された	その他
	全体	334	127	72	81	-	52	22	20	2	25
		100.0	38.0	21.6	24.3	-	15.6	6.6	6.0	0.6	7.5
性別	女性	173	47	31	45	-	39	14	17	2	22
		100.0	27.2	17.9	26.0	-	22.5	8.1	9.8	1.2	12.7
性別	男性	161	80	41	36	-	13	8	3	-	3
		100.0	49.7	25.5	22.4	-	8.1	5.0	1.9	-	1.9
世帯	夫婦	313	119	68	77	-	50	20	15	2	24
		100.0	38.0	21.7	24.6	-	16.0	6.4	4.8	0.6	7.7
世帯	ひとり親	21	8	4	4	-	2	2	5	-	1
		100.0	38.1	19.0	19.0	-	9.5	9.5	23.8	-	4.8
性別 × 世帯	夫婦:女性	156	42	28	41	-	37	13	12	2	21
		100.0	26.9	17.9	26.3	-	23.7	8.3	7.7	1.3	13.5
	ひとり親:女性	17	5	3	4	-	2	1	5	-	1
		100.0	29.4	17.6	23.5	-	11.8	5.9	29.4	-	5.9
性別 × 世帯	夫婦:男性	157	77	40	36	-	13	7	3	-	3
		100.0	49.0	25.5	22.9	-	8.3	4.5	1.9	-	1.9
	ひとり親:男性	4	3	1	-	-	-	1	-	-	-
		100.0	75.0	25.0	-	-	-	25.0	-	-	-
性別 × 雇用形態	女性・正規	87	27	18	32	-	23	1	3	-	10
		100.0	31.0	20.7	36.8	-	26.4	1.1	3.4	-	11.5
	女性・非正規	72	17	12	9	-	15	11	9	2	9
		100.0	23.6	16.7	12.5	-	20.8	15.3	12.5	2.8	12.5
性別 × 雇用形態	女性・上記以外	13	2	1	4	-	1	2	5	-	3
		100.0	15.4	7.7	30.8	-	7.7	15.4	38.5	-	23.1

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

表 11 夫婦での育児分担の変化

自粛前		自粛期間中			
		上段:度数	下段:%		
		合計	妻=夫	妻>夫	夫>妻
	全体	301	56	223	22
		100.0	18.6	74.1	7.3
性別	女性	148	25	105	18
		100.0	16.9	70.9	12.2
性別	男性	153	31	118	4
		100.0	20.3	77.1	2.6
性別 × 雇用形態	女性・正規	75	12	52	11
		100.0	16.0	69.3	14.7
	女性・非正規	55	8	41	6
		100.0	14.5	74.5	10.9
性別 × 雇用形態	女性・上記以外	17	5	11	1
		100.0	29.4	64.7	5.9
	全体	298	71	191	36
		100.0	23.8	64.1	12.1
性別	女性	147	39	89	19
		100.0	26.5	60.5	12.9
性別	男性	151	32	102	17
		100.0	21.2	67.5	11.3
性別 × 雇用形態	女性・正規	74	25	39	10
		100.0	33.8	52.7	13.5
	女性・非正規	55	12	37	6
		100.0	21.8	67.3	10.9
性別 × 雇用形態	女性・上記以外	17	2	12	3
		100.0	11.8	70.6	17.6

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

え、男性側は「自分の方が育児をしている」ととらえる夫メイン型（夫>妻）が1割増えているのは、育児分担の変化に対する男女間の認識の違いを示している（表11）。

他方で、家事分担は女性の場合、平等型（妻=夫）が若干増えているものの、男性の認識を見ると大きな変化はない。雇用形態別で見ると、女性の正規や非正規で平等型（妻=夫）が1割

表12 夫婦での家事分担の変化

自粛前					自粛期間中						
上段:度数					上段:度数						
下段:%		合計	妻=夫	妻>夫	夫>妻	下段:%		合計	妻=夫	妻>夫	夫>妻
全体		302	66	205	31	全体		297	77	185	35
		100.0	21.9	67.9	10.3			100.0	25.9	62.3	11.8
性別	女性	147	26	100	21	性別	女性	147	37	90	20
		100.0	17.7	68.0	14.3			100.0	25.2	61.2	13.6
性別	男性	155	40	105	10	性別	男性	150	40	95	15
		100.0	25.8	67.7	6.5			100.0	26.7	63.3	10.0
性別 ×	女性・正規	76	16	49	11	性別 ×	女性・正規	76	22	43	11
		100.0	21.1	64.5	14.5			100.0	28.9	56.6	14.5
雇用形態	女性・非正規	54	6	38	10	雇用形態	女性・非正規	54	11	34	9
		100.0	11.1	70.4	18.5			100.0	20.4	63.0	16.7
	女性・上記以外	16	4	12	-			16	4	12	-
		100.0	25.0	75.0	-			100.0	25.0	75.0	-

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査2020より筆者作成

表13 子ども、および夫婦関係への影響

上段:度数				
下段:%		合計	そう思う	そう思わない
子どもに厳しい言葉でしかるなどつらく あたってしまうことが増えたと思う	女性	188	61	127
		100.0	32.5	67.5
子どもとの触れ合いを楽しむことが増え たと思う	男性	159	27	132
		100.0	17.1	83
子どもとの触れ合いを楽しむことが増え たと思う	女性	188	119	69
		100.0	63.2	36.7
夫婦間の会話が増え、互いの理解がすす んだように思う	男性	160	107	53
		100.0	66.9	33.2
夫婦間の会話が増え、互いの理解がすす んだように思う	女性	167	70	97
		100.0	42.0	58.1
夫婦間の葛藤や衝突、言い争いが増えた と思う	男性	156	53	103
		100.0	33.9	66
夫婦間の葛藤や衝突、言い争いが増えた と思う	女性	167	39	126
		100.0	23.8	76.3
夫婦間の葛藤や衝突、言い争いが増えた と思う	男性	156	29	128
		100.0	18.5	81.5

注：四捨五入の関係で100%に満たないものがある

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査2020より筆者作成

弱増えている。育児分担に比べて、家事分担の変化は緩やかであり、自粛期間中の家事分担は、平等型(妻=夫)の割合が増えたものの、妻メイン型(妻>夫)が60%台後半から60%台前半へと緩やかに減少したにすぎず、依然として家庭内の性別役割分業が根強いことを示している(表12)。

こうした育児分担・家事分担の変化の中で、「子どもとの触れ合いを楽しむことが増えた」

というプラスの感情を持つ割合は男性が高くなっている。一方で、「子どもにつらくあたった」り「夫婦間の葛藤や衝突」が増えたというマイナスの感情を持つ割合は女性が高い¹⁵⁾。男性は子どもとの時間を楽しんでいる様子が表れており、コロナ禍は男性を家庭に戻し、父親としての関わりを増やす効果があったと言える(表13)。

表 14 気がかりなこと

上段：度数 下段：%		合計	感染への不安	漠然とした経済的不安	今月のやりくり	仕事の減少	仕事の遅れ	夫婦関係	こどもの様子	自分の精神的な不調	その他
全体		344 100.0	300 87.2	102 29.7	20 5.8	33 9.6	22 6.4	14 4.1	126 36.6	40 11.6	18 5.2
性別	女性	184 100.0	167 90.8	45 24.5	12 6.5	18 9.8	11 6.0	6 3.3	75 40.8	29 15.8	16 8.7
	男性	160 100.0	133 83.1	57 35.6	8 5.0	15 9.4	11 6.9	8 5.0	51 31.9	11 6.9	2 1.3
世帯	夫婦	320 100.0	281 87.8	96 30.0	15 4.7	31 9.7	20 6.3	14 4.4	118 36.9	35 10.9	16 5.0
	ひとり親	24 100.0	19 79.2	6 25.0	5 20.8	2 8.3	2 8.3	- -	8 33.3	5 20.8	2 8.3
性別×世帯	夫婦：女性	164 100.0	151 92.1	40 24.4	8 4.9	16 9.8	9 5.5	6 3.7	69 42.1	25 15.2	15 9.1
	ひとり親：女性	20 100.0	16 80.0	5 25.0	4 20.0	2 10.0	2 10.0	- -	6 30.0	4 20.0	1 5.0
	夫婦：男性	156 100.0	130 83.3	56 35.9	7 4.5	15 9.6	11 7.1	8 5.1	49 31.4	10 6.4	1 0.6
	ひとり親：男性	4 100.0	3 75.0	1 25.0	1 25.0	- -	- -	- -	2 50.0	1 25.0	1 25.0
性別×雇用形態	女性・正規	87 100.0	80 92.0	16 18.4	- -	3 3.4	7 8.0	5 5.7	37 42.5	13 14.9	7 8.0
	女性・非正規	73 100.0	66 90.4	24 32.9	9 12.3	11 15.1	3 4.1	1 1.4	27 37.0	11 15.1	8 11.0
	女性・上記以外	23 100.0	20 87.0	5 21.7	3 13.0	4 17.4	1 4.3	- -	11 47.8	5 21.7	1 4.3

出典：コロナ禍の保育利用世帯調査 2020 より筆者作成

非正規職やひとり親世帯への社会経済的影響

さて、上述したように、「仕事を減らした」「仕事がない状態だった」割合はいずれも非正規が多くなった。調査対象施設の中には、求職中の非正規の母親の就職活動が難航する事例があった。他にも非正規の母親が、会社側から就業時間の短縮を打診されたケースもあった。そして退園を避けるために急いで就職を決めた非正規の母親が退職、転職するケースが報告され始めている。非正規労働の女性が従来から被っていた不利な状況や不安定さが、一層拡大してきていることがわかる。

心理面で見ても、「漠然とした経済的不安」「仕事の減少」を、「気がかりなこと」として回答した非正規の女性の割合も高い。また、非正規職にひとり親世帯の割合も高く、ひとり親世帯で「今月のやりくり」を「気がかりなこと」として挙げた割合が突出している（表 14）。また、「自分の精神的な不調」の割合も他より高く、困難な状況がうかがえる。もともと厳しい状況である上に、自粛要請で保育所利用を控えたひとり親世帯では、一人で子どもと仕事を抱え、しわ寄せがいつってしまった状況がある。

5. コロナ禍における保育所の退園

小規模保育所における退園率の高さ

そして非正規職や求職中など、多様な保育ニーズを支えてきた小規模保育所における退園率の高さは、社会経済的に脆弱な世帯にしわ寄せがいったことを象徴している。小規模保育所は 0～2 歳児が利用する少人数の認可事業である。この間、横浜市内の小規模保育所にヒアリングを実施したところ、退園の増加という事態は A 区・B 区に限らないことがわかった。緊

表 15 退園児童数

		4月	5月	6月	7月	8月	計	前年比
保育所	2019	155	102	130	162	170	719	98.3%
	2020	150	82	140	150	185	707	
小規模保育所	2019	16	10	11	25	14	76	142.1%
	2020	17	19	28	20	24	108	

出典：横浜市提供データより筆者作成

表 16 保育が必要な利用区分 (2020)

	居宅外労働	居宅内労働	産前産後	病気けが	障害	親族の介護	通学	求職中	ひとり親世帯	保育士	市外在住	その他	計(人)
保育所	11,937	298	37	110	55	61	27	774	338	40	9	124	13,810
	86.4%	2.2%	0.3%	0.8%	0.4%	0.4%	0.2%	5.6%	2.4%	0.3%	0.1%	0.9%	100.0%
小規模保育所	1,235	41	15	25	3	3	6	209	49	8	1	13	1,608
	76.8%	2.5%	0.9%	1.6%	0.2%	0.2%	0.4%	13.0%	3.0%	0.5%	0.1%	0.8%	100.0%

出典：横浜市提供データより筆者作成

急事態宣言からの5ヶ月間の退園率、対前年比は認可保育所ではほぼ変化なしであるが、小規模保育所は142%と急な変化が起こっていることがわかる(表15)。

なぜ退園率が小規模保育所で顕著に高いのか。その答えを保育所の利用理由や利用調整基準のデータから探ることができる。

第一に、保育が必要な利用区分(2020)は、保育所を利用したい理由の分類である。居宅外労働が、認可保育所(86.4%)、小規模保育所(76.8%)と大きな割合を占める。一方で、小規模保育所は求職中(13%)の割合が認可保育所(5.6%)よりも2倍以上である。他に差が小さいものの、ひとり親世帯や病気けがという利用理由も、小規模保育所の割合が高い。このことから、小規模保育所では、求職中など幅広い保育ニーズを受け止めていることがわかる(表16)。

第二に、利用調整基準(保育所入所の優先順位)から考える。横浜市の利用調整基準(表17)¹⁶⁾は、保育所利用の優先順位をA~Iの9ランクに設定している¹⁷⁾。父と母でランクが異なる場合は、順位の低いランクが適用される。例えば、最も保育所入所の優先順位が高いAランクには、父母ともフルタイムで週40時間以上の労働に従事していたり、病気やけが(入

院相当)、障がい、フルタイム介護、災害復旧、ひとり親、保育士が該当する。一方で、保育所入所の優先順位が低いのはHランク(求職中)である。ただし、表18に示したように、(1)ひとり親世帯等、(2)生活保護世帯、(3)生計中心者の失業をはじめとして、9種の個別事情を勘案してランクが決定される。

小規模保育所の利用者の方が、社会状況に影響を受ける階層が入所しやすいという傾向が見える。表19を見ると、認可保育所と小規模保育所利用者間で最も大きな差があるのが、AランクとHランクであることがわかる。前述したように、入所基準のAランクとは主にフルタイムの共働きであり、Hランクは求職中である。小規模利用者はC~Gランクの割合も高く、労働時間が短い子育て層が利用していることが読み取れる。

つまり、小規模利用者は、認可保育所の利用者層よりも、社会経済的に大きな影響を受けやすい階層が利用しており、だからこそ、コロナ禍でも影響を受け、保育所の退園率が高かったのではないかと考えられる。

6. 結論

保育施設類型による利用者の階層の違いは、コロナ禍以前から存在している。ひとり親世帯

表 17 横浜市の利用調整基準 (2020 年 10 月 7 日現在)

「利用調整基準」

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
	就労時間月 64 時間以上の労働に従事又は内定している。	G
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前 14 週間、後 8 週間の期間とする。)	G
3 (1) 病氣・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合。	C
	通院加療を行い、保育が必要な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時必要な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が必要な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	A
	重度障害児(者)、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が必要な場合。	B
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が必要な場合。	C
	病人や障害児(者)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 64 時間以上保育が必要な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために月 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している(派遣職員は除く)」場合(市外在住は除く)。	A
10 市外在住	横浜市外在住している場合(転入予定者は除く)。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※ 1

出典：横浜市ホームページ

(https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kosodate_kyoiku/hoiku/azuketai/20150916105358.files/0044_20201007.pdf) 2021 年 9 月 26 日最終アクセス

表 18 その他の世帯状況

「その他の世帯状況」

<p>1 ランクの引上げに用いる指標</p> <p>※ 「利用調整基準」におけるランクが「8 ひとり親世帯等」「9 保育士」「10 市外在住」の場合は、適用しません。</p> <p>※ 元のランクがAランクの場合であっても適用します。</p>
<p>(1) ひとり親世帯等</p> <p>(2) 生活保護世帯(就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合に限る)</p> <p>(3) 生計中心者の失業</p> <p>(4) 横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等の卒園児</p> <p>(5) きょうだいの育児休業のため、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等を卒園前に利用を止め、復職時に申請をする場合</p> <p>(6) きょうだいの育児休業のため、認可保育所又は認定こども園を退所し、復職時に認可保育所又は認定こども園に再度利用の申請をする場合(2つ引上げ)</p> <p>(7) 既にきょうだいが施設・事業を利用している場合で、そのきょうだいが利用している同一の施設・事業の利用を申請する場合(きょうだいのどちらかの施設・事業に転園を申請する場合を含む。)</p> <p>(8) 認定こども園を利用している児童が1号から2号に認定区分を変更し、引き続き当該施設の利用を希望する場合</p> <p>(9) 保育士資格を保有する保護者が市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で保育業務に従事又は内定している場合(派遣職員は除く)</p>

出典：横浜市ホームページ

(https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kosodate_kyoiku/hoiku/azuketai/20150916105358.files/0044_20201007.pdf) 2021年9月26日最終アクセス

表 19 利用調整基準の実態 (2020年4月)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	障害児	福祉	計(人)
保育所	10,753	498	574	187	460	199	62	681	110	114	172	13,810
	77.9%	3.6%	4.16%	1.35%	3.3%	1.44%	0.4%	4.9%	0.8%	0.8%	1.2%	
小規模保育所	957	60	126	25	135	57	21	200	17	3	7	1,608
	59.5%	3.7%	7.84%	1.55%	8.4%	3.54%	1.3%	12.4%	1.1%	0.2%	0.4%	

出典：横浜市提供データより筆者作成

や非正規職の世帯と、正社員同士の夫婦では、生活面でも経済面でも社会経済的地位による違いがあり、その階層化が認可保育所と小規模保育所の利用にも反映している。さらにこれを一因とする退園が小規模保育所で起きている現状がある。もともとある社会経済的な階層化に追い打ちをかけるように、コロナの影響が社会経済的に脆弱な層に対して際立っていることが本調査から示唆される。

また、家庭にケアが差し戻されたことで、性別役割分業の根強さが確認された一方で、父親が子育てのシーンに喜びを覚え、コロナ禍は男性が失っていた家庭の時間や関係を男性自身に取り戻すきっかけにもなった。冒頭で述べたように保育所の生活保障機能の重要性があらため

て問われる中、保育所と家庭とが協働し、社会経済的に脆弱層への支援や緊急的な事態において、柔軟に対応できる保育政策へと再構築していく段階に入っている。

パンデミック下での状況やニーズをいち早く把握し、ニーズを発信したり、政策形成過程に届ける。そしてニーズに対応する支援を生み出していく。まさに、保育園とは、「ケアに満ちた民主主義」(Caring Democracy)の実践の場であるのではないかと、民主主義は、人々がより人間らしく、よりケアに満ちた生活を送ろうとするのを支援するためのシステムであるとジョアン・トロントは論じるが¹⁸⁾、日本社会ではケアに満ちた民主主義とは遠い現実にあることが今回の調査で明らかになった。と同時に、特

に非営利セクターは、当事者目線で緊急かつ柔軟にニーズをとらえ、制度に柔軟性を持たせる役割を持つことを突き付けられる調査でもあった。今回の事態や対応の影響を各地域で把握し、ニーズに柔軟に対応するための市民的論議を深めるうえでも、保育の供給主体別の比較分析やより広範囲の市区町村、都道府県、国レベルの実態分析が喫緊の課題だと考える。

注

- 1) 本論文は、2020年11月15日第18回福祉社会学会、第二部会(子ども・家族)自由報告(相馬直子・伊藤保子・友澤ゆみ子・河野暁子「コロナ禍で子育ての社会化を考える：横浜市保育所利用世帯の実態分析から」)をふまえ、加筆修正したものである。
- 2) 読売新聞オンライン、2021年9月26日(日)
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20210925-OYT1T50076/> (2021年9月27日最終アクセス)
- 3) <https://gendai.ismedia.jp/articles/-/72531?page=2> (2021年9月27日最終アクセス)
- 4) <https://mainichi.jp/articles/20201027/k00/00m/040/001000c> (2021年9月27日最終アクセス)
- 5) https://berd.benesse.jp/up_images/research/press_20200805.pdf (2021年9月27日最終アクセス)
- 6) 〈園対象〉保育・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響に関する調査と、〈保護者対象〉新型コロナウイルス感染症流行に伴う乳幼児の成育環境の変化に関する緊急調査である。(http://www.cedep.pu-tokyo.ac.jp/covid-19-survey-preschoolchild/)(2021年9月27日最終アクセス)
- 7) ほかに、公益財団法人全国私立保育園連盟(2020)「新型コロナウイルス感染症に関する調査、一般社団法人全国保育園保健師看護師連絡会(2020)「新型コロナウイルス感染症対策に関するアンケート調査結果」、公益社団法人こども環境学会・こども環境研究会北海道の有志(北海道大学 愛甲哲也他)(2020)「新型コロナウイルスの影響による子どもの生活と遊び状況調査」など、コロナ禍での子育てや子ども生活に関する調査がある。
- 8) スティール若希、大沢真理編(大沢真理 日本語監訳)(2013)『ジェンダー、多様性、東北復興—3年目に続くガバナンスの機会と課題—/

Gender, Diversity and Tohoku Reconstruction: Governance Challenges and Opportunities Two Years On』, GCOE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」東京大学社会科学研究所連携拠点研究シリーズNo.6, ISSリサーチシリーズ No.53. 池田恵子(2014)「ジェンダーの視点から考える防災・減災～災害により強い社会の創生に向けて～」第209回 FASID BBLセミナー, 2014年12月12日(金).

- 9) ジョアン・C・トロント(岡野八代訳)(2018)『ケアするのは誰か?』白澤社, Tronto, Joan C. (2013) *Caring Democracy*, New York University Press.
- 10) 横浜市平均でみると約1.8倍である。
- 11) 池本美香(2017)「保育所の種類および経営主体多様化の現状と課題」『都市問題』108(2), 2017年2月号, 56頁。
- 12) 入所保留児童については、普光院亜紀「横浜市の認可保育園「入所保留3421人」の実態」(<https://toyokeizai.net/articles/-/396074?page=2>)(2021年9月27日最終アクセス)を参照。
- 13) 横浜市の保育所定員割れについては、港南区・栄区版掲載号:2021年7月15日タウンニュース(「横浜市保育所半数で定員割れ:ニーズの変化一因に」)<https://www.townnews.co.jp/0112/2021/07/15/582854.html> (2021年9月27日最終アクセス)を参照。
- 14) 2020年4月21日の通知で示されたのは以下の通り。
 1. 医療関係従事者(医師, 看護師, 薬剤師, 保健師等)
 2. ライフラインを支える職の従事者(公共交通機関, 水道, ガス, 電気等)
 3. 福祉施設等の従事者(高齢者施設, 障害者施設, 保育所等)
 4. 生活必需物資販売施設等の従事者(卸売市場, 食料品売場, コンビニエンスストア等)
 5. その他社会生活を維持する上で必要な施設等の従事者(警察, 消防, その他行政サービス, 金融機関, 運送関係等)

なお、政府による緊急事態宣言の発令を受けた横浜市の対応について、通知名と経過は以下の通り。

- ・2020年4月7日政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出される(期間4月8日～5月6日まで)。神奈川県知事からは「県民の自粛」要請(保育所等の使用制限等は要請なし)。
- ・2020年4月8日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長, 保育・教育人材課長「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等※の利

- 用について)：市内の保育所は原則開園としつつ、一方で、家庭等で保育可能な場合には4月9日～5月6日まで自粛要請。なお、上記の※は原文通り。
- ・2020年4月21日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための保育所等の一層の登園自粛要請について」)：これまで以上の登園自粛要請。保育の対象とする保護者の職業要件等を提示。職業要件は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の『社会生活を維持する上で必要な施設』に該当する職業にもとづく。
 - ・2020年4月28日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長「保育所等への一層の登園自粛要請についての延長について」)：緊急事態宣言の期間が延長となった場合は上述の取り扱いを継続。緊急事態宣言が解除された場合は政府の緊急事態宣言の解除の判断に関わらず、上記の対応を5月7日から10日まで延長する。それ以降の対応等については政府の判断等をふまえ5月7日の週に発信すると予告。
 - ・2020年5月7日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長「緊急事態宣言の延長に伴う登園自粛要請についての延長について」)：緊急事態宣言が延長されるため、5月31日まで自粛要請を延長。
 - ・2020年5月28日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長「緊急事態宣言の解除後の保育所等の利用について(第2報)」)：緊急事態宣言が前倒して解除されたため、5月31日を待たずに職業要件を示すのをやめる。しかし、引き続き家で保育できる家庭は6月30日まで自粛のお願い。
 - ・2020年6月23日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長「7月1日以降の保育所等の利用について」)：横浜市からの登園自粛要請は6月30日で終了し、併せて登園しなかった日数に応じた利用料(保育料)の減額の取り扱いも終了。
 - ・2021年1月7日政府による「緊急事態宣言」が神奈川県に出される(期間1月8日～2月7日まで)。
 - ・2021年1月8日通知(横浜市子ども青少年局保育・教育運営課長、保育・教育人材課長「緊急事態宣言の発出に伴う保育所等(※)の対応について」)：緊急事態宣言中においても登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則保育園は開所。なお、上記の(※)は原文通り。
- 15) 保育利用自粛中、保育所は電話で家庭の様子を聞くなどしていたが、特に、初めての子育てをしている0歳児の保護者から、離乳食や発達に関する相談が多くあった。本調査にてストレス度を測った18項目中「感情を抑えられない」「イライラする」「自信がない」など、8項目で0歳児の親が最も高くなった。コロナで祖父母に頼りづらく、子育て支援施設も閉鎖され、孤独の中で産後の育児をしなければならなかったこの世代特有の行き詰まりが見える。この点についての詳細な検討は別稿を改めたい。
- 16) 利用調整基準は自治体ごとに特色がある。
- 17) Iランクの下にある「11 その他」は緊急度の高い保育ニーズを意味し、A～Iのランク外に位置付けられる。
- 18) ジョアン・C・トロント(岡野八代訳)、前掲書。

[そうま なおこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授]

[いとう やすこ 立命館大学大学院博士課程前期]

[こうの あきこ NPO法人ピッピ親子サポートネット]

[わかばやし ともこ NPO法人ピッピ親子サポートネット]

[ともざわ ゆみこ NPO法人ピッピ親子サポートネット]